

文の京景観賞実施要綱

21文都計第164号	平成21年5月29日	区長決定
25文都計第10199号	平成26年2月6日	改正
30文都住第168号	平成30年6月1日	改正
2020文都住第32号	令和2年4月22日	改正
2021文都住第24号	令和3年4月14日	改正

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の景観を形成している建築物等、優れた景観づくりに貢献した地域活動及び児童の撮影した景観に係る写真を、文京区景観づくり条例（平成25年9月文京区条例第35号。以下「条例」という。）第23条の規定により文の京景観賞（以下「景観賞」という。）として表彰することで、区民及び事業者の景観形成に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物、門・塀等の工作物、道路、公園、橋、広告物、花壇、緑化、まち並み等をいう。
- (2) 児童 区内在住又は在学の6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(実施)

第3条 景観賞の表彰は、原則として、毎年度1回実施し、次条各号に掲げる部門に該当するものをそれぞれ1点ずつ決定するものとする。

(部門の種類)

第4条 景観賞には、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 都市景観部門
- (2) 景観づくり活動部門
- (3) こども景観写真部門

(表彰対象物件等)

第5条 前条各号に掲げる部門の表彰の対象となる物件等（以下「表彰対象物件等」という。）は、次の各号に掲げる部門に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 都市景観部門 区内の建築物等のうち、「文の京」らしさがあふれる景観を形成していると認められるもの
- (2) 景観づくり活動部門 住民及び団体が区内において行う活動のうち、美しいまちづくりに貢献していると認められるもの
- (3) こども景観写真部門 児童が撮影した区内の景観に係る写真のうち、まち並みやまちの賑わいが表現され、構図やアイデア等に優れていると認められるもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定し、若しくは登録された文化財又は東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）若しくは文京区文化財保護条例（平成4年3月文京区条例第28号）の規定により指定された文化財は、表彰対象物件等としない。

(募集)

第6条 表彰対象物件等の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、文の京景観賞応募用紙（別記様式）により、別に定める募集期間内に行うものとする。

(表彰分科会)

第7条 文京区景観づくり条例施行規則(平成25年10月文京区規則第71号)第27条第1項に規定する表彰分科会(以下「表彰分科会」という。)は、条例第25条第1項に規定する景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の委員であって、次に掲げる者のうちから区長が選任する委員6人以内で組織する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 区民等 5人以内

2 表彰分科会には、座長を置き、学識経験者をもって充てる。

3 座長は、表彰分科会を代表し、会務を総理する。

4 表彰分科会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 表彰分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を表彰分科会に出席させて意見を聴くことができる。

(選考)

第8条 表彰対象物件等の選考は、表彰分科会による1次選考及び審議会による最終選考の方法により行う。

2 1次選考は、第6条の規定により公募のあった表彰対象物件等に対し、別表に定める選考基準(以下「選考基準」という。)に基づき、次の各号に掲げる部門に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 都市景観部門 書類審査及び現地調査

(2) 景観づくり活動部門及び子ども景観写真部門 書類審査

3 最終選考は、1次選考を通過した表彰対象物件等に対し、選考基準に基づき、次の各号に掲げる部門に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 都市景観部門 書類審査及び現地調査

(2) 景観づくり活動部門及び子ども景観写真部門 書類審査

(表彰)

第9条 前条の規定により最終選考を通過した表彰対象物件等(以下「受賞物件等」という。)の表彰は、審議会において、区長が行う。

2 前項の表彰の対象となる者は、次の各号に掲げる部門に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 都市景観部門 受賞物件等の事業主、設計者、施工者その他建築行為等の事業活動を行う者

(2) 景観づくり活動部門 受賞物件等を実施した者(団体にあつては、その代表者)

(3) 子ども景観写真部門 受賞物件等を撮影した児童

(発表)

第10条 前条第1項の規定により表彰を受けた受賞物件等は、区報及びリーフレット等で公表する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、景観賞の実施に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

文の京景観賞 選考基準

都市景観部門			
新たな景観の創出や隠れた魅力を再発見するなど、「文の京」にふさわしい景観を形成しているもの			
1	形態や意匠が優れ、個性豊かな都市景観を形成しているもの	5	区の景観特性である起伏に富んだ地形を生かしているもの
2	歴史性・文化性に配慮し、良好な都市景観を形成しているもの	6	連続性や一体感により、区の魅力が生かされているもの
3	地域の特色をデザインに生かし、良好な都市景観を形成しているもの	7	緑豊かなまち並みを形成しているもの
4	他の模範となるもので、良好な都市景観を形成しているもの	8	潤いと安らぎのある景観を形成しているもの
景観づくり活動部門		こども景観写真部門	
住民及び団体の活動を通じ、「文の京」の景観づくりに貢献しているもの		児童の視点で、まち並みやまちの賑わいが撮影されているもの	
1	独創性のある活動を、現在まで継続的に行っているもの	1	児童が撮影したもので、構図やアイデアに児童の感性が生かされているもの
2	活動内容が周辺住民の理解を得られやすく、誰もが参加しやすいもの	2	建築物や自然、人々の活動など、区の景観特性を表現しているもの
3	行政、NPO、企業その他の活動団体との連携が図られているもの		
4	活動の認知度や評価が高く、景観づくりの普及に貢献しているもの		

